

商工中金の支援策

商工中金は政府と組合の共同出資による政府系組織金融機関であり、政策性・独自性のある金融サービスを中小企業の皆様にご提供しております。

具体的には、活力ある我が国経済の担い手として、力強く成長されている中小企業の皆さまをバックアップするために金融支援と情報提供等をパッケージ化した7つの総合支援策を用意しております。

詳しくは最寄りの商工中金窓口までお気軽にお問い合わせください。

■ コーポラティブ2 1 [組合に対する支援策]

将来的な組合全体の活性化を視野に入れ、積極的に組合の皆さまをバックアップするための総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

- (1) 組合経済事業活性化に必要な資金
- (2) 金融事業を実施するための資金
- (3) 新設組合が事業を展開していくための資金
- (4) 経営革新・新事業創出・創業といった中小企業を取り巻く新たな課題に取り組むために必要な資金等併せて、新事業提案、各種補助金情報提供、組合設立支援、有効事例等の還元も行っています。

■ イノベーション2 1 [新規性が認められる事業に対する総合支援策]

意欲的で創造的な企業家（起業家）精神をバックアップし、新事業への挑戦を積極的に支援するための総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

事業に「新規性」の認められる中小企業の皆様が、新たな事業を行うために必要となる設備・運転資金（主として、事業化段階の資金が対象となります）。

なお、業態別に見ますと製造業が中心になっていますが、卸・小売並びにサービス業の方々にも幅広くご利用いただいております。

■ オーバーシーズ2 1 [海外投資に関する総合支援策]

海外展開により事業の発展を計画されている中小企業の皆様のため、海外投資貸付を中心とした総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

海外進出を行う中小企業の皆様が海外進出に伴い必要となる設備・運転資金併せて、海外進出に係る各種情報提供、現地に進出しているお取引先の投資相談・現地金融へのサポート、海外コルレス業務を行う唯一の政府系金融機関として各種外為業務などを行っています。

■ リージョン2 1 [地域再生・活性化への取り組みに対する総合支援策]

地域経済再生・活性化のために、中小企業団体中央会、経済産業局、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関等との連携を深めながら、政府系金融機関として呼び水となるような総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

下記の取り組みに必要な設備資金・運転資金

- (1) 「地域再生計画」に関する事業
- (2) 「地域産業集積活性化法・中心市街地活性化法」の規定に基づく事業
- (3) 「経済特区」における特定事業
- (4) 「JAPAN ブランド育成支援事業」採択案件に係る事業
- (5) その他、地域の基幹産業や地場産業等の地域経済に密着し、重要な役割を担う事業併せて、助成金や施策情報等、並びに各地の有効事例の提供も行っています。

